令和５年５月２日

保護者の皆様

大阪教育大学附属平野中学校
校　長　　広　谷　　博　史

新型コロナウイルス感染症「5 類感染症」への移行にあたって

平素は，本校の教育研究活動にご理解とご協力を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，報道等により周知のとおり，政府が新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けを令和５年５月８日以降「5 類感染症」に位置付けると決定し，このたび文部科学省からの通知に基づき，本校における感染対策及び出席停止の取扱いについて，以下のとおりとしますので，ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

１．学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

以下の取組を継続し，すこやかな学びを確保できるよう配慮します。

・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握

・ 適切な換気の確保

・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

２　学校教育活動におけるマスクの着用について

原則としてマスクの着用は求めません。ただし，活動場面に応じて，

・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること

・児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること

等の措置を一時的に講じることがあります。

マスクの着用は，各自の体調や状況，場面に応じてご判断ください。なお，混雑する交通機関を利用される場合は，マスク着用が推奨されています。

３「黙食」について

給食等の場面において，「黙食」を求めません。

４　ご家庭での体調確認と学校との連絡について

各ご家庭で登校前に体調確認をお願いいたします。

「発熱や咽頭痛，咳」など普段と異なる症状がある場合には，ご自宅で休養しながら，様子をみてください。(「欠席」として取り扱います。）登校後に体調不良を訴え，感染症の疑いがある場合には，ご家庭と連絡をとり，早退等相談させていただきます。

また，「十分な睡眠」「バランスの取れた食事」「規則正しい生活」等ご配慮ください。

５　出席停止の取扱いの変更について

令和５年５月８日より，新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の出席停止の期間は，「**発症した後５日を経過し，かつ，症状が軽快した後一日を経過するまで**」を基準と変更されます。なお，回復後の登校の際，インフルエンザに罹患した場合と同様に，医療機関に受診後，本校 WEB サイトにある，『**インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症に関する報告書**』を保護者が記入し，学校に提出してください。(陰性証明の提出は不要です。)

○ 無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについて

検体を採取した日から５日を経過するまでを基準とします。

○「症状の軽快」について

従来の社会一般における療養期間の考え方と同様，解熱剤を使用せずに解熱し，かつ，呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

○「発症した後５日を経過」や「症状が軽快した後１日を経過」の起算について

発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。なお，出席停止の期間を短縮することは，新型コロナウイルス感染症において，基本的に想定されません。

○ 出席停止解除後のマスクの着用について

出席停止解除後，発症から 10 日間を経過するまでは，ウイルス排出の可能性があることから，不織布マスクの着用等周りの方へうつさないよう配慮してください。

○ 濃厚接触者としての特定について

濃厚接触者の特定は行われないことになります。これまで，濃厚接触者として特定されていた場合も，新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない場合は，今後は行動制限及びその協力要請は行わないことになり，出席停止の対象にはなりません。

○ 臨時休業等について

学校園で感染者が発生し，学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性を認めた場合，学校医の助言等を踏まえ，「学級閉鎖」「学年閉鎖」「学校全体の臨時休業」を行うことがあります。ご理解とご協力をお願いします。

○「発熱・咽頭痛・咳を伴う風邪症状」の取り扱いについて

今後，欠席として取り扱います。

○「ワクチンの予防接種・予防接種の副反応」の取り扱いについて

今後，欠席として取り扱います。

以上